

令和4年第8回芦北町農業委員会総会議事録

○日 時：令和4年8月12日（金） 午前9時30分～午前10時15分
場 所：芦北町役場3階大会議室

○農業委員

（出席：11名）

1番：中川 光春	2番：道園 浩二	3番：田口 昭広
4番：小島 政文	5番：尾上 春樹	6番：告宮 幸一
7番：塚本 壽	8番：山田 和治	9番：寺本 眞理子
10番：井川 輝征	11番：片山 幸弘	

○農地利用最適化推進委員

（出席：12名）

1番：本郷 昭博	2番：牧 正徳	3番：松岡 哲治
4番：矢野 解光	5番：田口 宗一	6番：下崎 省一
7番：宮島 正文	8番：坂口 恵美子	9番：藤井 雅史
11番：木川 保	12番：一川 清	13番：西村 隆

（欠席：3名）

10番：小崎 良一	14番：草野 義雄	15番：洲上 米作
-----------	-----------	-----------

○農業委員会事務局：4名

事務局長：梶 浩之	事務局次長：才保 親哉
係 長：大浪 和典	主 事：一本 光喜

○議 事

日程第1	報告第15号	農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第2	議案第29号	農地法第3条の規定による許可申請書審議について
日程第3	議案第30号	農地法第5条の規定による許可申請書審議について
日程第4	議案第31号	農用地利用集積計画の審議について
日程第5	議案第32号	農地法第2条第1項の規定による農地に該当するかどうかの判断について（非農地判断）

発 言 者	要 旨
議長	皆さん、おはようございます。お忙しい中に御出席いただきありがとうございます。 只今から、令和4年第8回芦北町農業委員会総会を開会いたします。 また、〇〇推進委員、〇〇推進委員、〇〇推進委員から欠席報告がっておりますので、お知らせします。 それでは、これより本日の会議を開きます。 お手元に配布の総会日程にしたがって、会議を進めてまいります。 本総会の議事録署名委員は、5番の〇〇委員、6番の〇〇委員に指名します。 それでは議事に入ります。 報告第15号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の1ページをお願いします。 報告第15号、農地法第18条第6項の規定による通知について。 農地法第18条第6項の規定により、下記のとおり通知されたので、報告するものです。 これは、賃貸借権設定の合意解約になります。 1番、土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については、記載のとおりです。 事由は、合意による解約です。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 報告第15号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしということですので、報告第15号については、これで終わります。 次に、議案第29号「農地法第3条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の2ページをお願いします。 議案第29号、農地法第3条の規定による許可申請書審議について。 農地法第3条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。

所有権移転の部1番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。

総会資料の1ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、丸山地区生涯学習センターの南東側、約400mの場所になります。

現地確認ですが、申請地は現在、休耕地ですが、譲り受けた後は適正に管理するということでした。

総会資料の2ページをお願いします。

契約の種類は贈与です。

申請理由ですが、譲渡人は、県外に居住し、耕作困難なため、譲渡する。譲受人は、譲渡人の要望もあり、申請地の管理を行ってきたが、譲渡人が県外に居住のため、譲受する。ということです。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書に戻ります。

2番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。

総会資料の3ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、小崎地区公民館の南側になります。

現地確認ですが、申請地は現在、休耕地ですが、譲り受けた後は適正に管理するということでした。

総会資料の4ページをお願いします。

契約の種類は売買です。

申請理由ですが、譲渡人は、労力不足により休耕しており、譲受人の要望もあり、譲渡する。譲受人は、自己所有地と隣接し、一括して管理できるため、譲受する。ということです。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当と思われます。

議案書に戻ります。

3番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、

	記載のとおりです。 総会資料の5ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、小崎地区公民館の西側になります。 現地確認ですが、申請地は現在、野菜等が作付けされており、今後も適正に管理されると見込まれます。 総会資料の6ページをお願いします。 契約の種類は売買です。 申請理由ですが、譲渡人は、譲受人の要望により、譲渡する。譲受人は、自己所有地と隣接し、一括して管理できるため、譲受する。ということです。 譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 議案書に戻ります。議案書の3ページをお願いします。 4番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。 総会資料の7ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、小崎地区公民館の西側になります。 現地確認ですが、申請地は現在、野菜等が作付けされており、今後も適正に管理されると見込まれます。 総会資料の8ページをお願いします。 契約の種類は売買です。 申請理由ですが、譲渡人は、譲受人の要望により、譲渡する。譲受人は、自己所有地と隣接し、一括して管理でき、農業経営を拡大する。ということです。 譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 所有権移転の部1番の案件を4番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	申請地は、譲受人の自宅に近い場所で、適正に管理されると思います。よろしくをお願いします。

議長	担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	現地確認当日は、出席できませんでしたが、〇〇委員から説明のあったとおりです。よろしくお願いします。
議長	2番から4番の案件をまとめて、2番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	5日の現地確認は、都合がつかず行けませんでした。1日に譲受人の方と一緒に現地を見ました。適正に管理するということでした。〇〇推進委員は、5日に事務局と現地確認をしております。よろしくお願いします。
議長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第29号について、質疑ありませんか。 （質疑なし） それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 1番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。 2番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。 3番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、3番については、原案のとおり決定しました。 4番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、4番については、原案のとおり決定しました。 次に、議案第30号「農地法第5条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の4ページをお願いします。 議案第30号、農地法第5条の規定による許可申請書審議について。 農地法第5条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 所有権移転の部1番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。 転用目的は通路です。なお、本案件は追認案件で始末書が添付されています。

	総会資料の 9 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、鶴木山集落センターの東側、約 150 m の場所になります。 現地確認ですが、申請地は町道及び水田に囲まれた土地で、始末書にありますとおり、既にコンクリートで作業道が設置されていましたが、申請地の作業以外に利用はできず、排水路や日照・通風等に影響はないと感じました。 総会資料の 10 ページをお願いします。配置図・排水計画図を載せています。 排水は雨水のみで、自然透水となります。 総会資料の 11 ページをお願いします。農地区分図を載せています。 農地区分ですが、農地の広がりには斜線部分の約 0.9 ha です。 総会資料の 12 ページをお願いします。 ●立地基準ですが、農地区分は農地の広がりがないため、第 2 種農地（その他の農地）に該当します。 ●申請理由及び代替の可能性ですが、「譲受人の水田と隣接する町道との高低差が約 1 m あり、道路から水田への農機具搬入時に危険を感じていたことから、水田と町道の間にある申請地を通路として約 10 年前から使用していたが、転用申請を怠っていたため、今回申請するもの」です。 代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しております。 ●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等については、既に施工済みであること。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 所有権移転の部 1 番の案件を 3 番の〇〇委員をお願いします。
〇〇委員	事務局から説明のあったとおりです。始末書も添付されていますし、問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
議長	担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	現地確認当日は、出席できませんでした。事務局の説明どおりです。よろしくお願いします。
議長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第 30 号について、質疑ありませんか。

	(質疑なし) それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 所有権移転の部 1 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 次に、議案第 3 1 号「農用地利用集積計画の審議について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の 5 ページをお願いします。 議案第 3 1 号、農用地利用集積計画の審議について。 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり農用地利用集積計画が芦北町長から提出されたので、本会の意見決定を求めるものです。 賃貸借権設定の部 1 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。 耕作する作目は野菜で、設定期間は新規設定の 1 0 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 議案第 3 1 号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 賃貸借権設定の部 1 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 次に、議案第 3 2 号「農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の 6 ページをお願いします。 議案第 3 2 号、農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断について。

	農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について、本会の議決を求めるものです。 申請地の詳細及び依頼者の住所・氏名については、記載のとおりです。 農地の状況・周囲の状況ですが、申請地は農地法施行日の昭和27年以前から既に住宅が建っており、非農地であります。 次に、詳細について説明します。 総会資料の13ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、大川内バス停の南東側、約360mの場所になります。 総会資料の14ページをお願いします。詳細及び現地写真等を掲載しています。 写真のとおり、現況は住宅が建っており、農地としての利用はないものと思われます。 現地確認の調査結果ですが、先ほど説明しましたとおり、申請地は農地法施行日の昭和27年以前から住宅が建っており、非農地の様相を呈していることから、農地への復元が困難であると思われるため、非農地判断の基準により、非農地との判断が妥当であると思われます。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 1番の案件を1番の〇〇委員をお願いします。
〇〇委員	事務局の方から説明のあったとおりで、昭和27年以前から住宅が建っておりますので、農地としての利用はないものと思われます。よろしくお願いします。
議長	担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	〇〇委員から説明のあったとおりです。よろしくお願いします。
議長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第32号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 1番について、異議ありませんか。 (異議なし)

	異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 これで、本日の農業委員会総会を閉会します。
--	--